

## CSR（企業の社会的責任）と企業経営・投資

&lt;今なぜ環境／コンプライアンス／社会貢献／IRか&gt;

CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、企業が社会の一員として負うべき責任で、環境保護、法令遵守や社会的な公正性・倫理性、地域貢献、社会貢献等に取り組むことをいう。

社会の成熟、すなわち企業にとって消費者の成熟、市場の成熟が進展するなか、時代の流れは、企業を社会的な存在として捉える方向にある。

ISO14000に象徴される環境保護、また、コンプライアンス（法令遵守）、ステークホルダー（利害関係者）保護のための情報開示（IR活動等）、消費者保護のためのPL法（製造物責任法）制定等、企業の社会的責任を問う流れは日増しに強まり、実際、これらの面における不祥事で経営破綻に追い込まれる企業も相次いでいる。

そして、さらには、企業が社会的存在であるために、社会貢献も重要化しており、21世紀は、社会と企業の協働の時代とも考えられている。

## 1 日本におけるCSRの歴史

近年、半ば欧米からの外圧により、環境保護、法令遵守、社会貢献等々といったCSRが聞かれるようになった。しかし、日本における企業の社会的な活動は早くからみられていた。

1970年代、高度成長を遂げた日本においては、その豊かさを裏付けとして「社会貢献」が広がりをみせ、80年代、90年代と、一つのブームとして「メセナ事業（芸術文化支援）」「フィナンソロピー（ボランティア等の社会貢献）」が盛り上った。

しかしながら、その後、バブル経済崩壊による長く深刻な不況に見舞われたことで、社会貢献よりは自社の収益が死活問題となり、一気に下火となっていった。

では、なぜ今、世界中でCSRが叫ばれるようになったのであろうか。

## 2 なぜ、今CSRが注目されるか

CSRへの関心が高まっている背景として、近年急速に進んだグローバル化の影の部分の拡大と、市民生活の成熟化という二つの要素がある。

その象徴的事件としてあげられるのが、1996年の英国のシェル石油による海上油田基地の海洋投棄計画である。投棄自体は合法的なものであったが、環境保護団体などから激しい抗議行動が巻き起こり、同時に、同社のアフリカにおける環境破壊や人権侵害も明るみになり、激しいボイコット運動に発展した。

また、もう一つの象徴的な事件が、米国のスポーツ用品メーカーであるナイキ社が生産委託するベトナム、中国における工場での児童労働、長時間労働、低賃金労働、セクシャルハラスメントの疑いが明るみになり、その結果、ボイコット運動により大打撃を受けたことである。従来ならば、下請企業の問題等として、ナイキ社までが批判されることは考えづらいケースと言える。

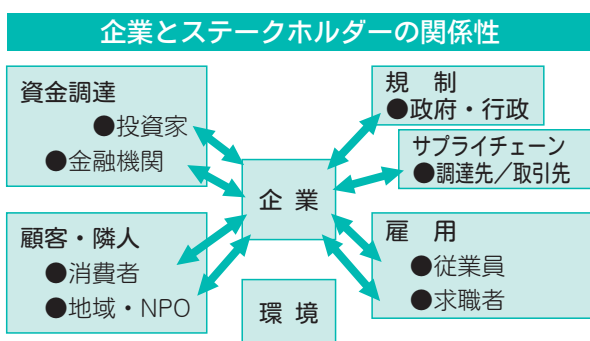
もはや、国家以上に国際社会でのプレゼンスを増している企業活動の、社会的なインパクトは無視できないところまで来ており、さらに、地球規模での環境問題や資源の枯渇など、循環型社会構築への緊急の要請も強まっている。

また、日本においても、近年、企業不祥事が相次いでいる。こうした企業のなかには、経営破綻を余儀なくされたものもあり、その結果、企業に対する消費者や株主等、ステークホルダー（利害関係者）の信頼は総体的に揺らいでいる。

かつては、「宗教的、倫理的な行動を企業に求める一部の社会活動家」がたばこや酒、兵器関連部門を持つメーカーの製品をボイコットするなどで取り組んでいた問題であるが、それだけでは現在のような広がりはみせない。

そのような問題の多発と深刻化が、下図にみられるように社会全体に存在するステークホルダー（利害関係者）の意識変化を促進させたといえよう。

つまり、経済の主導権が確実に企業から社会全体に移りつつある。



もはや企業は、多様なステークホルダーの意向を無視して、利潤のみを追及することでは存続が難しくなっており、社会的な責任を果たすことが求められている。

社会全体は、以下のような方向性へ大きく転換しているのである。

- ①「経済的豊かさ」から「精神的な豊かさ」や「ゆとり」など、もっと高次のものを求める。
- ②イノベーションがもたらす知識基盤型社会への移行
- ③地球規模での生態系と経済活動との共生
- ④一人一人がパブリックマインドを高め、多様な個性を伸ばし、創造性や挑戦心を育むことのできる人づくり
- ⑤急速に進む少子高齢化に適応した経済・社会システムの構築

すなわち、社会は成熟化が進んでおり、ステークホルダーとの関係性を最適化することが社会的責任であるといえよう。

### 3 CSRをめぐる政策的な動き

2004年（平成16年）、ISO（国際標準化機構）はCSRに関するガイドラインをガイダンス

文書としての策定に着手する旨を正式に決議し、ガイダンス文書は、第三者認証を目的としない国際規格となり2007年（平成19年）頃に発行されるとみられる。

このような流れのなか、日本においても2002年（平成14年）に内閣府国民生活審議会消費者政策部会の自主行動基準検討委員会から「消費者に信頼される事業者となるために一自主行動基準の指針」と題する中間報告が発表された。

この報告書の中で、経営の透明性を高め消費者の信頼を回復するためには自主行動基準の策定と運用が必要であるという提言がなされているが、自主行動基準の具体的な対象として挙げられている項目は、以下に例示するように、企業の社会的責任全般に渡っている。

#### 【自主行動基準の対象範囲】

- ・消費者との関係
- ・従業員との関係
- ・取引先との関係
- ・株主との関係
- ・政治、行政との関係
- ・反社会的勢力及び団体について
- ・海外での事業における現地との関係
- ・環境問題への取組み
- ・人権問題への取組み
- ・労働問題への取組み
- ・社会貢献活動への取組み など

## 4 CSRと企業利益をめぐる

<日本企業のCSRについての考え方>

社団法人経済同友会は、2003年（平成15年）、傘下企業に向けて行った『企業の社会的責任』に関するアンケート調査の結果を発表した。

そこにみられる、企業のCSRについての理解の傾向として、

- ①社会に経済的価値を提供する経済的責任

## 特集

より良い商品・サービスの提供、納税、株主への配当

②企業の社会的貢献として、利益の還元やコストとして捉える

フィランソロピーやメセナ活動への出資

③コンプライアンスに近い考え

法令倫理等の遵守

などというような理解が進んでおり、どちらかという社会的なコストとして捉える傾向が強い。

しかし、これらは確かにCSRの主要要因ではあるが、今後、CSRを重要な企業存続基盤として考える場合、さらにつっこんだ理解と戦略化が必要とされよう。

#### ＜欧米における潮流＞

～CSRによる企業の持続的発展や競争力向上へ～

①CSRを「コスト」から「投資」へ

現在、日本企業においては、CSRを企業活動におけるコストと捉える向きが多い。しかしながら、欧米では、「将来の利益を生み出すための投資」としての位置づけが、主流になりつつある。

②リスクマネジメント

欧米においては将来に向けた投資という認識が生まれた要因として、欧米において相次いで起こった不祥事にその一端がある。

その象徴的事件としてあげられるのが、先に述べた英国のシェル石油、米国ナイキ社の例であるが、CSRの取り組みは、企業自身にとって、こうしたリスクを事前にチェックし、リスクを低減していくこととなり、ステークホルダーからしても重要なファクターとなっている。

③ビジネスケース

さらに、積極的にビジネス上の利益に繋がるという視点もある。

「ワールド・エコノミック・フォーラム」（本部スイス）が2003年に発表した世界CEO向け

調査の結果によれば、

①企業に対する評価やブランド資産の向上

②優れた人材の惹き付け・動機付け・確保

③企業競争力と市場地位の向上

等の積極的な評価がみられている。

また、米国におけるCSRの推進母体である、「ビジネス・フォー・ソーシャル・レスポンスビリティ」（本部米国）の調査でも、

①経済的パフォーマンスの向上

②事業経費の削減（環境面効率化や従業員の生産性向上）

③ブランドイメージや評判の向上

④顧客からの信頼の向上

⑤資本調達力の向上

とする評価が高まっており、CSRを企業利益機会として捉え、積極的に企業活動に取り入れようとする動きがみられる。

## 5 CSRについての全体的イメージ

CSRのイメージについて、経済同友会の第15回企業白書「市場の進化と社会的責任経営—企業の信頼構築に向けて—」のイメージ図（次ページ）を準用して試みる。

### 評価軸Ⅰ．企業の社会的責任

1. 市場（主なステークホルダー：顧客・株主・取引先・競争相手）

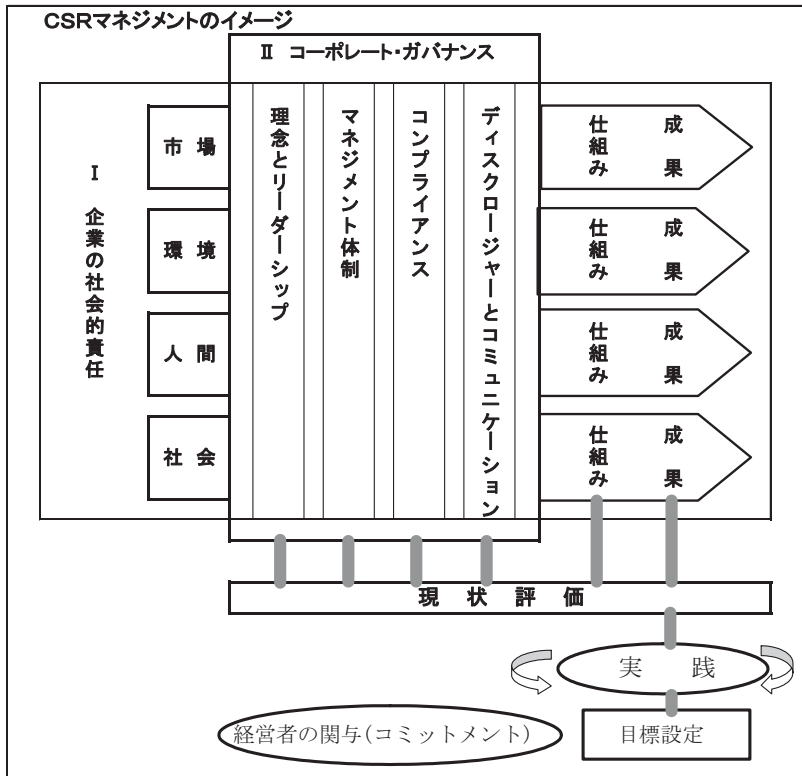
- 持続的な価値創造と新市場創造への取り組み
- 顧客に対する価値の提供
- 株主に対する価値の提供
- 自由・公正・透明な取引・競争

2. 環境（今日の世代・将来の世代）

- 環境経営を推進するマネジメント体制の確立
- 環境負荷軽減の取り組み
- ディスクロージャーとパートナーシップ

3. 人間（従業員・人材としての経営）

- 優れた人材の登用と活用



- 従業員の能力（エンプロイアビリティ）の向上
- ファミリー・フレンドリーな職場環境の実現
- 働きやすい職場環境の実現

#### 4. 社会（地域社会・市民社会・国際社会）

- 社会貢献活動の推進
- ディスクロージャーとパートナーシップ
- 政治・行政との適切な関係の確立
- 国際社会との協調

#### 評価軸II. コーポレート・ガバナンス

##### 1. 理念とリーダーシップ

- 経営理念の明確化と浸透
- リーダーシップの発揮

##### 2. マネジメント体制

- 取締役会／監査役（会）の実効性
- 社長の選任・評価
- CSRに関するマネジメント体制の確立

##### 3. コンプライアンス

- 企業行動規範の策定と周知徹底

- コンプライアンス体制の確立

#### 4. ディスクロージャーとコミュニケーション

- ディスクロージャーの基本方針やその範囲
- ステークホルダーとのコミュニケーション

CSRには様々な要素が複雑に絡んでいるが、「企業の社会的責任」と「コーポレートガバナンス」の2つを軸として、方向性について分かり易くまとめられている。

## 6 CSRについてのガイドライン ~GRI (Global Reporting Initiative)~

GRIは、1997年、米国のNPOであるCERESと国連環境計画（UNEP）との合同事業として、経済・

環境・社会の要素を取り入れた持続可能性報告のガイドラインを策定、普及させることを目的とした国際的プログラムである。

その中で、持続可能性報告書（サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン）が制定され、第1版は、企業による試行やパブリックコメントを経て、2000年6月に発表され、2002年8月に改訂されている。

企業が「サステナビリティ・レポート」を作成するにあたり報告すべき内容として、パフォーマンス指標が「経済パフォーマンス指標」「環境パフォーマンス指標」「社会パフォーマンス指標」の3つからなるカテゴリで設定されている。

それぞれについてコア指標と補足的指標が定められ、指標の数は総計で97に及び、企業活動の社会的評価の指標として提唱されている。

特集

GR Iパフォーマンス指標の概要と数

カテゴリー	項目	コア指標	補足的指標
経済	直接の経済的思想	2	0
	顧客	2	1
	納入業者	1	0
	従業員	2	0
	資本提供者	3	1
環境	公共団体	0	1
	間接の経済的思想	10	3
環境	小計	2	0
	原材料	2	3
	エネルギー	1	3
	水	2	7
	生物多様性	6	3
	排出、排水、廃棄物	0	1
	納入業者	2	0
	製品・サービス	1	0
	法令順守	0	1
	輸送	0	1
社会	全体	16	19
	小計	2	1
	労働慣行と労働環境	2	1
	雇用	4	2
	労働関係、労務管理	1	2
	健康と安全	2	0
	研修・教育	2	0
	多様性・機会均等	3	1
	人権	1	0
	戦略と管理	1	0
	被差別	1	0
	結社の自由、団体交渉	1	0
	児童労働	1	0
	強制労働	0	0
	啓発活動	0	2
安全管理	0	1	
先住民の権利	1	1	
社会	1	0	
贈収賄・賄賂	1	1	
政治献金	0	2	
競争と価格	1	3	
顧客の健康と安全	1	2	
製品に対する責任	0	2	
製品・サービス	1	1	
広告	0	2	
プライバシーの尊重	1	1	
小計	24	25	
合計	50	47	

今後、企業、NPO、会計士団体、業界団体、投資機関、労働組合、などの多様なステークホルダーの視点を取り込み、あらゆる地域や組織に適用可能な報告書の枠組みとすべく、改訂作業が進められているところである。

ただ、あまりに急増するため、一部の企業から危惧が出ているのも事実である。

**7 CSRとSRIについて**  
～CSRと企業価値～

CSRへの取り組みは、企業財務、ひいては企業価値に寄与するののかということ、最も関心を集めるところであるが、近年注目されているのが、SRI (Socially Responsible Investment: 社

会的責任投資) である。

CSRに取り組む企業は、将来にわたって持続する可能性が強く、さらに、企業価値も高いという判断からの投資で、市場平均を上回る投資成績を上げ、近年、投資額も急増している。

しかし、CSRが企業価値を高めるかどうかについては現在議論が進んでいる最中といえる。今のところ、需給面の要因で良好な投資成績を納めているという見方も捨てきれない。

(1) SRI (社会的責任投資) を巡る年金基金の動き

SRIの投資額が増加している背景として、英国、及び米国における年金関連法の改正の影響が大きい。

米国においては、1974年、エリサ法(従業員退職所得保障法)が制定され、企業年金の管理運営を受託する「受託者」が、年金の加入者に対して直接に忠実義務を負うことを明らかにしている。これ以来、年金の運用ルールとして「プルーデント・マン・ルール」が横たわっていた。運用受託者は、思慮深い人(プルーデント・マン)が行うように信託財産を運用しなければならないと規定したもので、科学的な投資理論に従い、適切なプロセスを踏んで投資することなどを求めている。

これにより、SRIという「社会的目的」を投資判断に用いることは、「財務的目的」だけを追求すべき年金資産運用受託者の原則に違反するのではないかと危惧されてきた。

しかし、98年に、米国政府は、「SRIファンドが提供するような特定の投資機会を受託者が考慮対象とすることを妨げるものではない」とする見解を表明し、確定拠出型年金401kプランにSRI金融商品が広く取り入れられるようになり、一気にSRIが増加した。

また、英国においても、2000年7月に年金法が改正された。職業年金受託者が、投資の姿勢やリスク、収益等を開示する投資方針(SIP)にお

いて、投資銘柄の選択、保有、売却にあたって社会面・環境面に対する考慮を行っているか、行っているとしたらどの程度かの開示を要求するものである。

## (2) CSRが企業価値を高めるという仮説

直接的にはSRIの組み込みを求めるものではないが、SRIに対する方針開示を求めたことで結果的にSRI組み込みが増大した。

これらにより、「非経済的要因（社会的要因）」を考慮することで、事前に財務的要因が損なわれることが分かっているのであれば、それは受託者責任違反を問われる」という見解は無くなったわけではないが、CSRが企業価値を高めるという仮説についての検証が続いている。

### <CSRが企業価値を高めるという仮説>

#### ①コスト削減

廃棄物処理費用の削減／二酸化炭素排出権  
購入費用削減

#### ②リスクマネジメント

危険発生、環境汚染、有害物質漏出、独禁  
法違反、贈収賄、労使紛争、労災、人権問題、  
セクハラ等による操業停止・損害賠償の発生

#### ③企業イメージ防衛やブランド改善

ボイコット運動に参加する消費者は少数で  
も、他の消費者にも抑制心理が働く。

#### ④事業革新の実現

#### ⑤優秀な人材の確保

自社が尊敬され信頼に足る存在になる

## 8 CSRをめぐる経済の動き

現代の経済学の欠陥として、その基礎的前提では倫理的問題や公正という概念は出てこない。

その前提をあえて大きく分ければ、「主観主義」と「自由な交換」になる。

「主観主義」は個人が何を経済に求めているか、どのような幸福を求めているのかということには立ち入らない。

また、「自由な交換」は、交換が行われるということは双方の合意が成立したことであり、双方が得をしたものとする前提に立つ。すなわち、自由な意志で交換がなされる事実そのものが倫理的に許され正当なものとなされる。

すなわち、経済学は価値判断には立ち入らず、個人の自由を保障すればよいという価値観が広まっている。そこからは「公正」という価値評価は出てこないことが、CSRに対する明確な経済的評価が下されていない要因となっている。

つまり、社会的評価を得ることが、企業にとって確実にペイするということは、明確には証明されていない。

また、もう一つの原理である市場における競争については、効率的な価値創造の原動力であり、これに勝るメカニズムは未だ発見されていない。

しかしながら、グローバル化した経済の「カジノ資本主義」とも揶揄される、一国の経済を破綻に導くほどのマネーゲームの席捲を許すなどの影の部分も生み出している。

米国のエンロンやワールドコムなどの事件により「米国型資本主義」に対する信頼も揺らぎ、短期的な視野に立った経済活動への危惧も根強い。

現実的な動きとしては、経済のグローバル化、社会の成熟が進む中で、行き過ぎや不完全さを是正する方向、「公正」を求める方向は確実に目指されていると言えよう。 (山城 満)

<参考文献等>

「CSR経営とSRI」足達英一郎／金井司著  
(社)金融財政事情研究会  
「証券アナリストジャーナル 2004.9月 SRI特集」論文集  
(社)証券アナリスト協会  
「CSR（企業の社会的責任）と中小企業」（産業能率 2005.1月）肥山正秀 大阪府立産業開発研究所  
「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」  
GRI日本フォーラム  
第15回企業白書「『市場の進化』と社会的責任経営」  
(社)経済同友会  
「CSR Archives」(<http://www.csrjapan.jp/>)  
(株)日本総合研究所 創発戦略センター